

大和町でがんばるあなたを応援します

令和4年
4月開始!

大和町

地域でがんばる事業者

応援補助金

概要

大和町では、地域資源を活かし魅力あるまちづくり及び商店街の形成のため、新たな商品開発や既存店舗のイメージアップのための改装等、空き店舗を利用した新規創業等を行う事業者、町の活性化や元気づくりに貢献する事業者に対して、費用の一部を補助します。

補助金メニュー

	事業メニュー名	補助金額	申請受付期間
①	商品開発支援事業	最大 20 万円	令和4年5月2日 ～6月30日 ※商品開発事業の場合は、 提案書の申請受付期間
②	イメージアップ支援事業	最大 40 万円	
③	空き店舗活用支援事業	最大 130 万円 <small>例)改修+賃貸の場合(年間)</small>	令和4年4月1日 ～9月30日

※予算の範囲内での募集となりますので、予算に達した場合は申請受付を終了させていただきます。

申請・問合せ先

大和町役場 商工観光課 TEL:022-345-1184(直通)

【受付時間】午前8時30分～午後5時30分(土日祝日除く)

【大和町 HP】 <http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>

※詳細については裏面及びホームページをご覧ください

大和町 がんばる補助金



<地域産業支援部門> ①商品開発支援事業 ②イメージアップ支援事業

補助対象者

- ・町内に主たる事業所を有する個人事業主または法人(大企業を除く)
- ・補助対象産業:飲食業,小売業,一部サービス業
- ※ただし,チェーン店及びフランチャイズ店で手数料が発生するものを除く

申請書類

- ・申請書(様式第1号) ・納税証明書(前年分)
- ・経費に係る見積書 ・許認可証の写し(許認可が必要な事業のみ)

・提案書(別途様式)※商品開発事業のみ
⇒書類審査により採択後に左記の申請書等を提出いただきます。

補助経費・補助額等

① 商品開発支援事業	
対象経費	・大和町優良地場産品推奨要綱第3に規定する推奨対象となる商品の開発に係る広告宣伝費,包装資材等の製作費及び機械導入費(商品パッケージの製作,商品パンフレット製作,ホームページ制作委託料など)
補助額	補助対象経費の3分の1以内。上限20万円。

※申請受付期間中に提案書を提出いただき,有識者等による書類審査を実施し,採択を決定いたします。
※補助事業を利用し開発された商品は,大和町優良地場産品推奨品として申込いただく必要があります。

② イメージアップ支援事業	
対象経費	・既存店舗の外装・内装改装費
補助額	補助対象経費の2分の1以内。上限40万円。

? 大和町優良地場産品とは ?

町内産の主原料を使用して,生産・加工された地場産品のことを言い,農林水産加工品,醸造品,菓子,民芸品が対象になります。
年に1度,審査会が開催され,認定されると「大和町優良地場産品推奨品」として取り扱うことができます。

大和町ホームページに,この補助金制度に関する **Q&A** を掲載していますので,ご確認ください。

<空き店舗支援部門> ③空き店舗活用支援事業

補助対象者

- ・町内に新規出店しようとする個人事業主または法人(大企業を除く)
- ・補助対象産業:飲食業,小売業,一部サービス業
- ※ただし,チェーン店及びフランチャイズ店で手数料が発生するものを除く

申請書類

- ・申請書(様式第1号) ・収支予算書 ・改修に係る見積書
- ・賃貸契約書(賃貸の場合のみ) ・店舗位置図及び店舗図面 ・納税証明書(前年分)
- ・許認可証の写し(許認可が必要な事業のみ)

補助経費・補助額等

③ 空き店舗活用支援事業	
対象経費	・空き店舗を利活用し,新規出店するために要する経費及び賃貸料の一部補助
補助額	取得費:補助対象経費の3分の2以内。上限100万円。 改修費:補助対象経費の3分の2以内。上限100万円。 賃貸料:補助対象経費の2分の1以内。上限月額2万5千円。(36か月間)

※この制度の開始に伴い,「大和町店舗取得・改修推進事業補助金」については廃止となります。令和3年度までに「大和町店舗取得・改修推進事業補助金」の交付決定を受けた方については,開業日から36か月間の期間,賃貸料を継続して補助します。